

# 競争入札参加資格申請書の随時受付について

平成 27、28 年度において、新川広域圏事務組合が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等の競争入札に参加を希望される方は、次の要領により申請書を提出して下さい。

## 【建設工事】

### 1 申請できる者の資格

- (1) 建設業法第3条の規定により建設業の許可を受けている者
- (2) 建設業法第 27 条の 23 の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けている者

### 2 受付期間

平成 27 年 5 月 1 日（金）から平成 28 年 1 月 29 日（金） 午前 9 時～午後 5 時  
なお、土・日曜日・祝日は閉庁しておりますので、郵送による受付のみとなります。

### 3 提出先

〒937-0066 富山県魚津市北鬼江 313 番 2  
新川広域圏事務組合 業務課 TEL (0765) 23-1074

### 4 入札参加資格の有効期限

資格審査受付日～平成 29 年 3 月 3 1 日

### 5 提出書類

- (1) 建設工事等入札参加資格審査申請書（朱印のあるもの）  
あて先：新川広域圏事務組合 理事長 澤崎義敬
- (2) 経営事項審査結果通知書（写し）
- (3) 工事経歴書（過去 2 か年分）
- (4) 技術職員名簿（新川広域圏内に主たる営業所を有する業者のみ）
- (5) 技術職員以外の職員名簿（新川広域圏内に主たる営業所を有する業者のみ）
- (6) 保有機械器具調書
- (7) 使用印鑑届出書（朱印のあるもの）
- (8) 委任状（新川広域圏外に主たる営業所を有する業者のみ・任意）（朱印のあるもの）
- (9) 納税証明書（写し可、但し、3ヶ月以内に発行のもの）
- (10) 返信用封筒若しくは宛名記入済官製はがき（入札参加資格決定通知書送付用）

#### （注意）

- ① 様式は、国土交通省様式又は富山県様式を準用して下さい。国土交通省様式又は富山県様式をコピーしたもので構いません。
- ② 上記書類のうち、(1) (7) 及び(8)は、原本に限ります。
- ③ (9)の納税証明書は、新川広域圏内市町に納付する税があれば市税、町税、それ以

外の場合は富山県の納税証明書とし、すべての税について未納または滞納がないことがわかるもの。また、「法人税若しくは所得税」及び「消費税及地方消費税」の「未納なしの証明」についても必要です。また、申請書提出の3か月以内に発行されたものに限ります。

④ (10)の返信用封筒若しくは官製はがきは、提出書類を持参された場合は必要ありません。

## **6 申請書提出後の登録内容に変更があった場合**

下記の事項に変更があった場合は変更届出書を提出してください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 法人である場合においては、代表者の氏名
- (4) 受任者の氏名
- (5) 使用印鑑

## **7 その他**

- (1) 申請書の提出は、郵送も受付します。ただし、平成28年1月29日（金）までの消印があるものを有効とします。
- (2) 申請書は、A4版ファイルに5の番号順で綴じ、背表紙に会社名等を記入して下さい。

## 【測量・建設コンサルタント等】

**1 申請できる者の資格** 営業に関し法律上必要とされる資格を有すること

### 2 受付期間

平成 27 年 5 月 1 日（金）から平成 28 年 1 月 29 日（金） 午前 9 時～午後 5 時  
なお、土・日曜日・祝日は閉庁しておりますので、郵送による受付のみとなります。

### 3 提出先

〒937-0066 富山県魚津市北鬼江 313 番 2  
新川広域圏事務組合 業務課 Tel (0765) 23-1074

### 4 入札参加資格の有効期限

資格審査受付日～平成 29 年 3 月 31 日

### 5 提出書類

- (1) 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（朱印のあるもの）  
あて先：新川広域圏事務組合 理事長 澤崎義敬
- (2) 測量等実績調書（過去 2 か年分）
- (3) 技術者経歴書（広域圏内業務のみ資格証の写しを添付）
- (4) 経営規模等総括表
- (5) 営業に関する登録の証明書
- (6) 法人の場合は登記簿謄本、個人の場合は身分証明書
- (7) 財務諸表
- (8) 使用印鑑届出書（朱印のあるもの）
- (9) 納税証明書（写し可）
- (10) 委任状（新川広域圏外に主たる営業所を有する業者のみ・任意）（朱印のあるもの）
- (11) 返信用封筒若しくは宛名記入済官製はがき（入札参加資格決定通知書送付用）

#### (注意)

- ① 様式は、国土交通省様式又は富山県様式を準用して下さい。国土交通省様式又は富山県様式をコピーしたものでも構いません。
- ② 建設コンサルタント登録規程第 7 条、地質調査業者登録規程第 7 条又は補償コンサルタント登録規程第 7 条の規定による「現況報告書」の写しを添付した場合は、(2) (3) (6) 及び(7)を省略できます。
- ③ 上記書類のうち、(1) (8) 及び(10)は、原本に限ります。
- ④ (9)の納税証明書は、新川広域圏内市町に納付する税があれば市税、町税、それ以外の場合は富山県の納税証明書とし、すべての税について未納または滞納がないことがわかるもの。また、「法人税若しくは所得税」及び「消費税及地方消費税」の「未納なしの証明」についても必要です。また、申請書提出の 3 か月以内に発行されたものに限ります。
- ⑤ (11)の返信用封筒若しくは官製はがきは、提出書類を持参された場合は必要ありま

せん。

## **6 申請書提出後の登録内容に変更があった場合**

下記の事項に変更があった場合は変更届出書を提出してください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 法人である場合においては、代表者の氏名
- (4) 受任者の氏名
- (5) 使用印鑑

## **7 その他**

- (1) 申請書の提出は、郵送も受付します。ただし、平成28年1月29日（金）までの消印があるものを有効とします。
- (2) 申請書は、A4版ファイルに5の番号順で綴じ、背表紙に会社名等を記入して下さい。

# 物品・役務等競争入札参加資格申請について(任意)

平成27, 28年度において、新川広域圏事務組合が発注する物品の購入、借入れ、製造、修繕若しくは改造又は役務(建設工事に係る測量等の役務を除く。)等提供の競争入札に参加を希望されるか方は、次の要領により申請書を提出してください。

## 1 受付期間

平成27年5月1日(金)から平成28年1月29日(金) 午前9時～午後5時  
ただし、土・日曜日・祝日は閉庁しておりますので、郵送による受付のみとなります。

## 2 提出先

〒937-0066 富山県魚津市北鬼江313番2  
新川広域圏事務組合 業務課 Tel (0765) 23-1074

## 3 入札参加資格の有効期限

資格申請受付日～平成29年3月31日

## 4 提出書類

- (1) 物品購入等入札参加資格審査申請書  
あて先：新川広域圏事務組合 理事長 澤崎義敬
- (2) 事業概要書
- (3) 財務諸表
- (4) 使用印鑑届書
- (5) 営業上許可又は登録が必要な業種については営業許可証明書又は登録証明書(写し可)
- (6) 登記簿謄本(法人)又は身分証明書(個人)(写し可)
- (7) 納税証明書(写し可)
- (8) 委任状(新川広域圏外に主たる営業所を有する業者のみ・任意)(朱印のあるもの)
- (9) 返信用封筒若しくは宛名記入済官製はがき(入札参加資格決定通知書送付用)

### (注意)

- ① (7)の納税証明書は、新川広域圏内市町に納付する税があれば市税、町税、それ以外の場合は富山県の納税証明書とし、すべての税について未納または滞納がないことがわかるもの。また、「法人税若しくは所得税」及び「消費税及地方消費税」の「未納なしの証明」についても必要です。また、申請書提出の3か月以内に発行されたものに限ります。
- ② (9)の返信用封筒若しくは官製はがきは、提出書類を持参された場合は必要ありません。

## 5 競争入札に参加することができない者

- (1) 成年被後見人、被補佐人、被補助人、未成年者、破産者で復権を得ない者（被補佐人、被補助人、未成年者で、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ① 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ④ 当組合が発注した工事、物品の納入等に対する監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
  - ⑥ 上の①から⑤の一つにでも該当する事実があった後2年を経過していない者を契約の履行にあたり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 資格審査に関する申請書その他の添付書類について、虚偽の事項を記載した者で、その事実があった後2年を経過しない者
- (4) 法令の規定により、営業許可、認可、登録等を受けていることを必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 引き続き1年以上その営業を営んでいない者
- (6) 税を滞納している者

## 6 申請書提出後の登録内容に変更があった場合

下記の事項に変更があった場合は変更届出書を提出してください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 法人である場合においては、代表者の氏名
- (4) 受任者の氏名
- (5) 使用印鑑

## 7 その他

(1) 申請書の提出は、郵送も受付します。ただし、平成28年1月29日（金）までの消印があるものを有効とします。

(2) 申請書は、A4版ファイルに4の番号順に綴じ、背表紙に会社名等を記入してください。